

国税徴収法税制改正事項

1. 偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務（国税徴収法第40条）

株式会社が偽りその他不正の行為により国税を免れ、これを納付していない場合に、その免れた国税が株式会社の役員等に何らかの方法で移転されているときに、その役員に第二次納税義務を賦課することができるようになりました。

2. 保全差押に係る差押若しくは担保の解除（国税徴収法第159条第5項）

旧法では保全差押、若しくはこれに代わる担保は保全差押金額を通知した日から6月を経過した日までに、その金額の確定がない場合には、これを解除しなければなりませんでした。

今回の改正により、この期間が6月から1年に延長されることになりました。